

北支部 規程の新設及び改定のお知らせ（11月1日付け）

◎権利や情報の保護に関する規程◎（新設）

この度、支部会員全員の共有財産である支部の情報の閲覧権や保護、支部活動参加会員の個人情報保護、セクハラやパワハラを受けない権利という従前から当然に存在する会員本人の権利を明文化致しました。この規程整備では支部内での情報を透明化する為の基本整備や、支部行事に参加する会員や講師その他関係者個人の権利保護等を目的としております。支部としてこのような規程整備は初の事となりますので運用しながら問題点や皆様からのご意見を参考にして随時見直しを行ってまいります。

【皆様へのお願い】

「支部から発行された会員向け資料を支部会員以外に公開する行為」「支部研修でのテキスト等を SNS で公開したり無断転載をする行為」「支部行事で出席者情報が特定できるような SNS でのタグ付けや、同意のない方を撮影する行為」「支部行事でのセクハラはパワハラ行為」等はお控え頂き皆様が安心して活動できる北支部の維持にご協力下さい。

◎慶弔規程◎（改定）

昨今の葬儀等、お別れの儀式が多様化している状況を鑑み弔慰金等にも柔軟な対応が可能となる様に改定を実施致しました。

両規程の全文を含む北支部規約規程集は支部 HP 内の会員ページをご参照下さい。